

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画							令和6年度年度末自己評価結果（対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
○		1 随意契約の見直し	競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか、検討を行う。	調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。	A	H24：本省 H30：地方	契約総数に占める競争性のない随意契約件数の比率が前々年度から過去3か年の平均値を下回ることを目標とする。 令和2年度から令和4年度の平均値：11%	年度末	A	H24：本省 H30：地方	競争性のない随意契約については、調達要求部局において検討した結果、競争性のある契約への移行が難しいと判断した案件に限り、随意契約希望調書を添付した文書を契約担当部局に合議し、随意契約理由が法令上の要件を満たすものであるか、契約担当部局において審査を行い、要件を満たしたものに限り実施した。	B	令和6年度の競争性のない随意契約比率 (本省・地方)：13.9% 【参考】 令和5年度：12.6%	—	随時	令和6年度における随意契約比率は、昨年度同期と比較して上回っている。この原因は、本年度上半期における総契約件数が、前年度同期と比較して減少(R5年度:1,697件→R6年度:1,629件)しているにもかかわらず、競争性のない随意契約の件数は昨年度から微増(R5年度:214件→R6年度:226件)であったことによるものである。	競争性のない随意契約に関しては、令和5年度及び令和6年度において件数、調達種別の内訳について急激な変化が見られないことから、調達改善計画における「重点的な取組」から「その他の取組」に移管して、推移を注視していくこととする。
○		2 一者応札改善のための取組	【入札前の取組】 ・仕様内容の充実を図る。 ・前記入札時において一者応札であった場合は、入札後に実施するアンケート結果を踏まえ、調達要求部局は一者応札改善策を作成し、契約担当部局による事前審査を経た上で実施する。 ・公告期間を十分に確保する。 ・複数者が入札へ参加できるよう、準備期間及び執行期間の確保に努めるとともに、早期契約締結を推進する。 【入札後の取組】 ・結果として一者応札となった調達について、契約担当部局は入札不参加者へのアンケート調査を実施する。 ・契約担当部局は一者応札案件の要因分析及びアンケート結果の集約を行い、これを調達要求部局・契約担当部局双方で情報を共有する。また、調達要求部局はアンケート結果を踏まえた上で、次回調達における改善策を検討する。	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H24：本省 H29：地方	一者応札率が前々年度から過去3か年の平均を下回ることを目標とする。 令和2年度から令和4年度の平均値：29%	年度末	A	H24：本省 H29：地方	・前記入札時に一者応札となった調達案件については、アンケート結果による新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて、今回改善を実施する取組について、今期の契約や仕様書に反映し改善されているか、契約担当部局において審査を行った上で、調達手続を実施した。 ・公告期間について、一般調達案件の予定経費1,800万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件において公告期間を20日間以上確保した。 ・結果として一者応札となった調達について、契約担当部局は入札不参加者に対してアンケート調査を実施した。	A	令和6年度の一者応札比率 (本省・地方)：26.1% 【参考】 令和5年度：27.3%	—	随時	取組を継続	引き続き実施
			【(2) 調査・調査研究請負経費に係る調達の改善取組】 ・特定の者が有利にならないよう、調査対象内容等を仕様書へ明確に記載する。 ・最低価格方式を原則とするが、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保に努めた上で、総合評価落札方式を採用することにより、入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上に努める。	令和4年度の一者応札件数の約5割を調査・調査研究経費に係る調達で占めているため。	A	H24：本省 H30：地方	調査・調査研究請負経費に係る調達件数中、一者応札の件数割合が前々年度から過去3か年の平均を下回ることを目標とする。 令和2年度から令和4年度の平均値：62%	年度末	A	H24：本省 H30：地方	・調査対象の内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載されているか、契約担当部局において審査を行った。 ・専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。 総合評価落札方式においては、会計課が定めた選定基準に基づき取り組むとともに、政府の推進方針を受けて、価格と同等に評価出来る項目として「ワークライフバランスに関する評価」や「賃上げを実施する企業に関する評価」を用いた評価を行った。	A	令和6年度における調査研究に係る一者応札の件数割合 (本省・地方)：52.0% 【参考】 令和5年度：56.7%	—	随時	取組を継続	引き続き実施
○		3 調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった調達事例について、総務省契約監視会において外部有識者の意見等を求め、調達要求部局、契約担当部局で共有する。また、他の調達案件にも当てはまる意見等については全部局で共有することにより、今後の調達改善策に活用する。		A	H30：本省・地方	外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。	年度末	A	H30：本省・地方	・令和6年7月及び12月に総務省契約監視会を開催し、一者応札となった契約案件及び随意契約による契約案件について、外部有識者の事後チェックを受けた。	A	—	随時	取組を継続	引き続き実施	
○		4 調達事務のデジタル化の推進	①「契約手続における押印等の見直しについて」(令和2年12月24日付総官会第3675号)に基づき、契約手続(入札・契約)における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類(入札・契約手続関係)の押印省略(電子メールによる提出)等を行う。 ②事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。		A	R4：本省・地方	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前々年度の電子応札率・電子契約率(欄外※)を上回ることを(デジタル庁が策定した「オンライン利用率引上げの基本計画」に基づき令和6年度末時点50%以上)を目標とする。 令和4年度電子応札率：66% 電子契約率：45%	年度末	A	R4：本省・地方	・入札手続及び契約手続において、電子調達システムの利用を徹底した。 ・デジタル庁における電子調達システムの講習会が、本年度から全国を対象となったことから、地方支分部局に対して講習会受講を募ることにより、電子調達システムに対する契約担当者の理解促進に務めた。	A	令和6年度実績 (本省・地方) 電子応札率：83.3% 電子契約率：62.4% 【参考】 令和5年度実績 (本省・地方) 電子応札率：80.4% 電子入札率：55.6%	—	随時	取組を継続	引き続き実施

※電子入札率、電子契約率の定義は、下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率=(電子応札案件数/電子入札案件数)

電子入札案件数：入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
電子応札案件数：開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1者以上存在する案件数
電子契約率=(電子契約案件数/電子応札案件数+電子入札によらない電子契約数)
電子契約案件数：契約確定件数のうち、「契約書」又は「請書」を「電子」で実施した案件数
電子入札によらない電子契約数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定
・A+：効果的な取組
・A：発展的な取組
・B：標準的な取組

※1 難易度
A+：効果的な取組
A：発展的な取組
B：標準的な取組

※2 進捗度
・A：(定量的な目標) 目標進捗率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B：(定量的な目標) 目標進捗率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等との調整を行った取組
・C：(定量的な目標) 目標進捗率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和 6 年度年度末自己評価結果（対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
		定量的	定性的
① 中小企業の受注機会の増大 「総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、分離・分割発注の活用、競争参加資格の弾力的な運用等により中小企業の受注機会拡大に向けて取り組む。	継続	—	中小企業の受注機会拡大に向けた取組として、分離・分割発注の活用や競争参加資格の弾力的運用を行うとともに、調達担当部局においてオープンカウンター方式による調達を行うものについては、ホームページに調達情報を掲載し中小企業事業者の参入の機会拡大を図った。
② クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金（水道）の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。	継続	—	水道料金、官用車の ETC 料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定してクレジットカード払いを実施することにより、事務効率化を推進した。
③ 調達担当職員の能力向上 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。	継続	—	・契約事務・会計事務に係る研修を10月にオンライン形式で実施した。 ・会計事務に係る政省令の改正を踏まえ、マニュアルに掲載している規程類の現行化を行った。
④ 契約における再委託等承認手続の徹底 契約担当部局は、事業者に対する契約締結時における再委託等の申請・承認手続の説明を徹底するとともに、事業者から再委託等の予定を聴取し、調達要求部局と情報を共有する。また、調達要求部局は、事業者に対して承認申請の提出を徹底させる。	継続	—	契約担当部局においては、契約締結時に再委託等申請・承認手続の説明を必須とするとともに、再委託等が行われる案件については、案件毎に進捗を管理することにより、申請手続の遺漏防止を行った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【尾花真理子 弁護士】 意見聴取日【令和7年6月19日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○取組の更なる推進を図る観点等</p>	<p>定量的目標の達成の有無については、より正確な評価のために、割合に加えて数量も指標とすることも検討してもよいと思われる。</p> <p>単年度一者応札となっている事業と複数年継続して一者応札となっている事業を区別し、後者については、特に仕様書の検討、市場分析を詳細に行う等、行政コスト及び行政効率を鑑みた取組を検討してもよいと思われる。</p> <p>一者応札改善のためは、事業を広く告知すること、業界団体への声かけが有効である場合があるので、さらなる告知を検討してもよいと思われる。</p>	<p>○ 御意見を踏まえまして、次期調達改善計画の目標設定において検討させていただきます。 また、告知についても、対応を検討していくこととします。</p>